

－組合員とご家族の皆さまへ－

「資格情報のお知らせ」をお届けします。

内容をご確認の上、大切に保管してください。

令和6年12月2日以降、「組合員証」及び「被扶養者証」(以下「保険証」という。)の新規(再)発行ができなくなり、マイナ保険証を利用する仕組みへと移行することになります。安心してマイナ保険証をお使いいただくには、マイナンバーとそれに紐づく個人情報が正しく登録されていることが大前提です。



今回お送りした「資格情報のお知らせ」は、組合員や被扶養者である皆さまご自身の資格情報とマイナンバーとが正しく紐付けされた上で登録されているか、最終的にご確認いただくため、お送りするものです。

👁️ 何が書いてあるの？ あなたの資格情報とマイナンバー（下4桁）です

今回お送りしたのは、「資格情報のお知らせ」A4サイズの1枚紙です。この紙面には次のものが書かれています。
※左上に記載されている住所については、データ抽出時にシステムに登録されている住所になります。転居をしている場合や別居中の被扶養者については住所が異なる場合がありますが問題ありません。

1 資格情報

共済組合の「資格台帳」に登録されているあなたの資格情報の一部です。保険証に記載されている記号・番号、氏名(漢字・カナ)、負担割合、資格取得年月日などが紙面中央の表中に記載されています。また、2次元コードからマイナポータルにログインすると、スマートフォンの画面から同じ情報を確認することができます。



2 マイナンバー（下4桁）

共済組合の「資格台帳」に登録されているあなたのマイナンバー12桁のうち下4桁を表示しています。

3 カード型の資格情報

持ち運びに便利のようにカードタイプに切り取ることができます。内容は①と全く同じですので、そのままA4サイズでこの通知ごとお持ちになっても構いません。

👁️ 何をすればいいの？ マイナンバーと資格情報の紐付けが正しいか確認してください

今回お送りしたお知らせは、今後、マイナ保険証の移行に向けて、ご自身の資格情報とマイナンバー(下4桁)が正しく紐付いているかを最終的に確認していただくためです。お知らせ記載のマイナンバー(下4桁)が、ご自身のもので間違いないか、まずご確認ください。

●紙面に記載されたマイナンバー下4桁とご自身のマイナンバー下4桁を照合して誤りはないでしょうか？

➡誤りがあった場合には、至急、下記の連絡先までご連絡ください。

福岡市職員共済組合 事業係 電話:092-711-4146(内線)1394

👁️ その後、どうすれば？ 次のようになりますので、そのための準備をお願いします！

令和6年12月2日以降、直ぐに現行の保険証が使えなくなるわけではありませんが、その後、どのような選択肢があるか、裏面をご確認いただき、ご準備をお願いします。

例えば、既にマイナンバーカードをお作りになっているのであれば、今のうちに初回登録を済ませておくと、速やかにマイナ保険証としてカードを利用することができます。それまで、このお知らせは大切に保管してください。

1 マイナ保険証を使う方

●マイナンバーカードを持っていない方





→まず、マイナンバーカードを次のいずれかの手続きで作成してください。

郵便による申請	パソコンによる申請	スマホでの申請	証明写真機での申請	詳しくは↓↓
				

●マイナンバーカードはあるがマイナ保険証としての初回登録を済ませていない方

→初回登録は次の方法でできます。

マイナ保険証の登録方法 →詳しくは2次元コードから

 <p>医療機関等で 医療機関や薬局の顔 認証付きカードリー ダーから申込できま す。</p>	 <p>スマホから スマートフォンなど を利用してマイナポ ータルから申込でき ます。</p>	 <p>このほか、セブ ン銀行ATMで も申込できま す。</p>	
--	--	---	---

2 マイナ保険証を使わない方

●保険証の継続利用

→令和6年12月2日以降、新規(再)発行は廃止となりますが、継続して当共済組合の組合員であれば、現在お持ちの保険証は、令和7年12月1日まで経過措置として使用できます。

●資格確認書

→前記経過措置の有効期限が切れる令和7年12月2日以降もマイナ保険証を利用することができない状況にあるなど、その時点でまだマイナ保険証をお持ちでない方には、調査の上、別途「資格確認書」を交付します。これを示すことで医療機関等を受診することができます。

3 マイナ保険証が使えないとき

マイナ保険証は手元にあっても、受診する医療機関等によっては「オンライン資格確認等システム」を導入していない、又はあっても不具合で使えない場合があります。そのときは次の方法で受診することができます。

●マイナ保険証+マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)

→マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)をマイナ保険証とともに提示すれば受診できます。

●マイナ保険証+「資格情報のお知らせ」(又は切り取ったカード型部分)

→スマートフォンをお持ちでない方は「資格情報のお知らせ」をマイナ保険証とともに提示すれば受診できます。

Q:照合確認が終われば、「資格情報のお知らせ」は使いませんか？

A:マイナンバーカードには従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得日等の情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の医療機関等の受診や共済組合への申請書類などに使用する場合もあります。

Q:「資格情報のお知らせ」を棄損・紛失した場合は再交付してもらえますか？

A:「資格情報のお知らせ」は、原則1回の発行とされており、また、マイナポータルの資格情報画面でも確認できるため、再交付は行いません。
必要に応じてマイナポータルをご確認ください。